

# 地域社会における教派神道の受容と定着

—山梨県下の禊教—

森 正 康

## はじめに

地域社会に新たな宗教的信念体系をもった価値観が導入されたとき、いかなる社会変動を伴いながら受容され、伝播・浸透・定着の過程を展開していくかは布教に携わる者でなくとも興味ある問題である。これについては、すでにいくつかの実証研究<sup>1)</sup>が示されるとともに、森岡清美・西山茂の両氏による作業仮説<sup>2)</sup>が提起されるなどしているが、なおその検証はけっして充分とはいえぬ状況にある。

とりわけ、新宗教とはいいいながらもすでに定着後一世紀以上を経た教派神道系の諸教団の場合には、伝播より定着に至るプロセスの検出は、もはや困難な時期を迎えつつある。しかし、明治維新という日本史上の大きな社会的変革を挟んで行われた人々の信念体系の変質は、そこにまた全く新しい価値体系の展開を促し、人々の儀礼生活と深い相関性を示しながら、地域社会における民俗文化の変容にも微妙な影響を及ぼしている。

さて、小稿は教派神道十三派のなかでも最も小さな教団である禊教が地域社会へ伝播・定着する過程を通し、その受容要因やこれに伴う社会変動および文化変容の在り方を分析しようとするものである。つまり、禊教という一つの宗教体系を通して惹き起こされる地域社会にとっての新しい信念体系や価値体系が及ぼす影響、およびこれらを規制する旧来秩序との相関性を析出することを目的としている。

それは、一つには禊教を如上の分析対象として取り上げた事例がみられないことによる。すなわち、その研究視角は明らかに教祖・井上正

鐵の思想形成や人物像の探求に限定され、教団としての禊教がこれまで十分な研究の俎上に置かれたことはなかった。また、禊教の布教特性としてみられる特定地域内における信者の稠密分布ということも、一つのモノグラフを作成する上で有効に作用すると考えられるからである。さらには、これによって幕末維新时期から明治前・中期における教派神道受容の地域的展開に関する調査研究の間隙を少しでも埋めることを意図している。

そして具体的には、山梨県下における布教地域の拡大状況、わけても北巨摩郡小淵沢町を中心とする事例によって上記の視点を検討することにしたい。小淵沢町は、最も典型的な禊教村落であり、現在も約1,400世帯のうち禊教世帯が30%弱を占めている地域である。併せて町内の巨摩分院教会には、受容に関する様々な伝承とともに明治11年の分院設立以来の主要な文書資料の多くを伝存させており、禊教本院所蔵資料が灰燼に帰している現状からしても最も適切なフィールドとされるわけである。

## I 禊教の成立と展開

禊教(昭和57年9月より神道禊教に復する)は、江戸時代末期の神道家・井上正鐵<sup>まさかね</sup>(1790～1849)の唱えた教説を基として形成された神道の一教派である。信者は関東・東海地方を中心に京都府から北海道におよび、その数は禊教本院(現、神道禊教本部教務庁・東京都世田谷区瀬田4-19-5)の集計によると、約5,000戸、2万人余を数えるのみの小規模な教団である。<sup>3)</sup>

教祖井上正鐵は、上州館林藩(秋元家)の勘定下役を務めた安藤市郎左衛門真鐵<sup>まかね</sup>の次男とし

て、寛政2年8月4日に同藩江戸屋敷に生まれた。父の真鐵は、賀茂真淵の学統に連なって国学を修めたとき、経世済民の志を抱いたその個性は、正鐵の思想形成にも大きな影響を及ぼしたという。なお、幼少時に母方の井上家(本姓富田、伊予今治藩出身)を継いで姓を改めた。

成人した正鐵は廻国修行の行脚を繰り返し、文化6年(1809)には甲斐国に入って長田徳本派の磯野弘道に医術を学び、文政11年(1828)には伊勢で観相術の水野南北と交ったという。さらに天保5年(1834)神夢を感得するに及び(近年ではこの年をもって禊教立教と理解されている)、同7年11月には神祇官白川伯家への入門を果たしている。続いて9年8月にも再入門し、「巫職神拜式許状」などを授与されて神職資格を得るのである。そして同11年4月、武州足立郡梅田村(東京都足立区梅田)の神明宮神主に補せられて名を式部と改め、公然布教の拠点を得た。従来、これをもって禊教の開教と理解されてきたのである。

しかし、その教義は幕府権力の嫌疑を受けるところとなり、結局は伊豆三宅島へ配流となる。そして、在島6年を経た嘉永2年2月18日、彼の地に没している。だが、正鐵の教えや思想は、『神道唯一問答書』と名付けられた所与の教典や各門中(禊教信者)へ宛てた書翰、そして彼の道統を継承する高弟たちによって各地へ伝播されていった<sup>4)</sup>。このような幕末維新期の布教活動を基盤としながら、明治5年(1872)8月22日には「吐普加美講」と称して結集され、明治新政府の公認を得るのである。それはさらに分裂と統合を繰り返しながら個々の発展をみるのであるが、そのなかで今日の禊教として井上正鐵の道統を継承するのが坂田鐵安(1820~90)を中心とする<惟神教会禊社>であった。したがって、本稿では禊教をこれに限定して考察していくことにしたい。

さて、惟神教会禊社は明治6、7年ころに結成され、東京下谷西町(台東区東上野)に教化施設<sup>5)</sup>を置くとともに、翌8年10月には仮規約を定め、12月23日付で神道事務局の認可を受けて

いる。そして、これと並行して信者組織の集約化が推進されると同時に、11年には井上正鐵の遺骨改葬問題を契機として他の禊教諸教団と訣別するのである。その後、12年12月には教団の象徴的施設である井上神社の設立が公認され、15年6月には<神道禊派>の派名公称が許される。こうして、27年10月19日、宿願の一教独立を達成して<神道禊教>が成立するのである。

## II 禊教の地方伝播

坂田鐵安を中心として発足した惟神教会禊社は、東京本社<sup>6)</sup>の動向と呼応しながら、その後どのような経緯を経て教勢を伸長し、各地方の信者を統合組織化していったのであろうか。その基盤は、すでに幕末期の潜行布教を通じてほぼできあがっていたらしい。すなわち、坂田鐵安ら6名は、井上正鐵没後の文久2年(1862)に寺社奉行所の審問を受けて江戸所払いを命じられるのであるが、その後数年間の時期に周辺地域への布教活動が試みられたものとみられる。しかし、この段階で獲得された信者たちは、すぐに地域結社としての統合性を有する存在のものではなかった。

惟神教会禊社のなかに分社・支社という形の明確な地域組織が形成された時期については、不分明な点が多いのが実情である。そのなかで、これらについて綴った最も早いころの資料として、明治13年10月19日付の衆評決議書がある。議会の議事録であるが、なかに<表1>左覧の16か所を掲げて、本社大祭に各地の特産物などを奉納するように依頼している。なお、これが当時の分社・支社のすべてであったといえるか否かは、判然としがたい。

続いて同18年4月に刊行された『神道禊派職員録』がある。これによって、当時の組織状況を府県別にまとめたのが<表1>の中央欄である。すなわち、関東地方を中心とした14府県に及び、22分院・3支院・17組の結社が形成されていたことになる。これは、15年6月の派名公称を承けて、さらには大社教や神宮教などの七教派同様に18年を期して一教独立をめざすための

表1 禊教の年次別地方組織一覧

府県名	年次	明治13年	明治18年	明治29年
福島県		会津	会津分院 喜多方分院 永井野分院 雄国支院	会津分院 喜多方分院 共和組 永井野分院 雄国支院
茨城県		古河	古河分院 猿島組 大宝組	古河分院 大宝分院 猿島組
栃木県		宇都宮 皆川 国谷 佐野 粟野	宇都宮分院 皆川分院 国谷分院 佐野分院 粟野分院 大前組	宇都宮分院 栃木分院 国谷分院 佐野分院 粟野分院 足利組 大前組 大三川組 足尾組
群馬県			高崎分院 深津組 藤岡組 板鼻組 坂原組	高崎分院 深津組 藤岡組
埼玉県		岩槻	岩槻分院 八幡山組 粕壁組 葛飾組	岩槻分院 粕壁分院 葛飾組
千葉県		小南 久留里	小南分院 久留里組	小南分院 久留里組 周准組
東京府		浅草 深川	深川分院 浅草分院 足立組	浅草分院 下谷分院 深川分院 足立分院 山手組
神奈川県		金田	横浜組 金田組	横浜組
山梨県		甲府 小淵沢	甲斐分院 下条分院 小淵沢分院	甲斐分院 巨摩分院 下条分院 津金組
長野県			上田組	
静岡県		浜松	遠江分院 大原分院 金谷組	遠江分院 藤枝組 金谷組 弘佐組
岐阜県			美濃分院 西神野支院 東濃組	美濃分院 東濃分院 津保組 美濃東組
三重県			伊勢分院 津支院	伊勢分院 津支院 松坂教務所
京都府			山城分院	山城分院 大路組
計			22分院 3支院 17組	26分院 2支院 20組 1教務所

明治13年「衆評決議」・明治18年『神道禊派職員録』・明治29年『神道禊教職員録』より作成。

組織化が推進されたことの帰結であるとみられる。16年11月の神道禊派本院達書類にも、「此教会の地ハ井上神社の本社にして禊派の本ツ教院と定め、国々分院支院を開設し、斯禊教を普く宣布せしめんと数年の労苦漸く其功を見んとす」と、しだいに教勢を伸ばしつつあった当時の状況を表現しているのである。

如上の教派末端組織の把握は、24年6月2日

付の「神道禊派管長御認可願」の中にも示されている。すなわち、「(明治)同十五年六月十日神道禊派々名公称之御許可を蒙り各府県下拾萬余名之信徒等結合、既に取設候禊派分支教院式拾八箇所、其他某組と唱結収の場所数拾箇所、神葬祭に改式之者三千余戸有之、教師八百八十余名之者東奔西走追々布教盛大に赴候」と見えている。しかし、これによると18年以降24年まで

の分院支院の増加は3院にすぎず、この時期すでに教勢拡張が一応の飽和状態に達していたことが窺えるのである。

このことは一教独立後の29年2月発行の『神道禊教職員録』に徴しても明らかであろう。〈表1〉の右欄に示した各地の組織名称によると、26分院・2支院・20組・1教務所となっており、組規模の組織のなかに若干の興亡があった様子がみられるのみであった。つまり、惟神教会禊社の地域組織の結成動向は、明治10年代半ばをピークとして分支社(院)や組の組織が形成され、20年代に入ると概ね固定化されてしまったのである。この点、同時期より大きく拡張される天理教などの布教動向とは対照的であった。

### Ⅲ 山梨県における禊教の受容と定着

前節において概観した禊教の地方伝播の状況を、ここでは山梨県北巨摩郡小淵沢町を中心とした同県下の事例によって、いま少しく具体的検証を加えてみることにしたい。現在、山梨県下には、甲斐分院(甲府市室)・巨摩分院(小淵沢町小淵)・八ヶ岳分院(同町上笹尾)の三分院と北巨摩郡双葉町および韮崎市の信者組織が存在し、かつ小淵沢町への本部移転計画が進行中であるなど、教団にとっても極めて重要な地域となっているのである。

#### (1) 禊教の伝播

山梨県(甲斐国)と禊教の関係は、その初期からかなり密接なものがみられる。すでに触れたように、教祖井上正鐵が磯野弘道と交ったのが文化6年甲府においてであり、のち文政9年(1826)4月19日～21日にも夫人を伴って再度訪れている。この時の旅日記『煙草の裏葉』に、正鐵は「(19日)磯野主の家に到り見れば、長左門とははかなくなり、人の舅となるものの留主居なしたまいていと親切に物語り過し事のみいひ出してなみだも留めかねぬ、夫より其夜は夜あくる迄もいとふの事など語りあかしぬ。」と記している。

すなわち、正鐵と弘道の関係はかなり親密な

ものであったらしい。20日にはこの地方の旧友とも交っており、小野某のところへ投宿している。さらに21日には、甲府の安道なる医者を訪うているなど、正鐵自身が何らかの布教前段階の活動を行い、その影響力を残していったものと想像される。

また坂田鐵安も、このような井上正鐵との関係を念頭に置いてか、慶応年中に甲府・小淵沢・信州飯田・美濃船越を経て京都へ上る布教の旅の途次に初学修行座の取立てを行っている。美濃船越より留守宅に宛てた幸便の中で、鐵安は「江戸出立致候ヨリ甲州ニテ修行手間トレ五月十三日甲府出立、信州境逸見ト申所甲府ヨリ九里程隔り居此所ニテ二座相勤メ都合五十一人程修行相成、皆々深ク歡ヒ難有事ニ候」と、この地方の具体的な布教の様子について初めて触れている。「信州境逸見」とは、当時、甲斐国逸見筋に属した現在の小淵沢町付近と指すものとみられる。そして、修行二座とあるから、およそ10人の入信があったものと考えられるのである。

ともあれ、この慶応年中において51人の入信者を新たに獲得したことにより、これを甲府および小淵沢における禊教の伝播と見做すことができるであろう。そして、恐らくはこのときの入信者たちが、維新以降の禊教浸透期における中心的人物として活動したものと考えられるのである。

#### (2) 禊教の浸透過程

坂田鐵安による幕末期の入信活動によって一応の伝播をみた甲府より小淵沢にかけた地域の禊教は、その後も〈初学修行〉〈会日〉といった井上正鐵以来の伝統的な布教活動を通して、しだいに信者数を増大させていった。鐵安も、この地域の指導者たちにあてた明治5年7月26日付書簡のなかで、この方法について詳細な指示を与えている。

初学修行とは、禊教の入信儀礼のことで、単に修行ともいう。当時は、5日ないし7日間に亘って5名ほどの修行人を一室に籠らせて行うもので、まず氣息を整え、心魂を丹田におさめ

る永世<sup>ながよ</sup>の祓をなす。続いて、同音でゆっくりと禊祓詞<sup>みそぎはらいし</sup>を30回ほど繰り返して唱和するが、この30分前後の祓行を一座とするのである。期間中は、早朝より夜間まで一日十回余の祓行を繰り返す、この間には教師より聴聞<sup>ちようもん</sup>と称して講義を受ける。こうして最終日に至ると、祓いを十分に上げ得たとみられる者を順次別室へ移し、鎮魂の式を伝授するのである。なお、修行中の食事は麦飯に一汁一菜と定まっている。

この初学修行を経ることによって、「旧染ノ汚穢ヲ解除シ正明ニ復帰シ丹心至誠ノ地ニ止テ他ニ移ラサラム<sup>10)</sup>」の域に至らしめるのであるという。そのための手段である祓行について、坂田鐵安は次のように心得を示している。すなわち、「先向神前拍手ニ 二拝 身曾岐祓凡三十度 三種祓三座 拍手ニ 神拝祝詞 拍手ニ 二拝 退座。右者銘々罪けがれをはらふため身曾岐祓相唱候事故此一座と相定。休息之上何座なりとも其模様により御勤可被成候。尤大声のみよしと御心得不被成候。様しとやかに御唱、兎角他より其姿異風ニ相見へ不申様、勿論男女同席決て無之女席を定め候様<sup>11)</sup>（後略）」とあり、地域社会へ浸透させるにあたって慎重な態度でのぞんでいる様子が窺える。しかし、初学修行の取立てを行いうる教師の育成は不十分であったらしく、「其国内社中之内ニいざなひ方相学び、初学び修行人取立方差支無之様致度心底ニ御座候」と述べているのである。

同時に鐵安は、自身が開拓布教したこの地域に、系統を異にする教師が入り込んで修行人の取立てを申入れたとしてもこれを断ること、たとえ修行座が立ったとしても地域の同門がこれを無視して取りあわぬことを指示しているのがあった。つまり、初期の禊教が吐普加美講として結束しようとした反面で、個々の指導者によって内部的に細分化され、組織的に分立していた状況を看取することができるわけである。

ところで、禊教信者の結成する一種の講集団である会日の開催は、その地に伝播された信念体系をさらに増幅浸透させ、維持していく手段として古今とも機能している。これについても

鐵安は、「月並会日相立候義ハ元ヨリ国恩報謝のため集合致候事故、兼而質素第一ニ而男女入交り候共見苦敷義無之様御計ひ可被成候。且会主宅ノ湯茶之外菓子等差出し候義無之様御心得可被成候。（後略）」と示し、質素を旨として弊風に陥ることのないよう求めているのである。

なお、当時の神仏各派の布教は、教団の内部的な指導によってのみ行われるものではなく、多分に明治新政府の宗教施策に対応しながらなされるべきことが要求されていた。しかし、相次ぐ布達の数々は、それらが十分に各地域社会の信者組織まで浸透することの困難性を伴っていたのである。なかでも、明治5年4月25日に太政官布告第132号をもって教部省管轄下に教導職が設置<sup>12)</sup>されることとなり、説教の基本理念となる教則三条を各教派が布教に併用することは、容易でなかったらしい。禊教においても、その方法を示したものの思うにまかせず、「然ハ過日申遣神道説教之義申上候処、少々御差支も有之候趣にて連月朔日十五日住吉社において御祓而已御勤<sup>13)</sup>之由、赤松氏御書面に付承知いたし至極可然奉存<sup>14)</sup>」る状況であった。甲府市住吉の住吉神社における布教活動の様子を、赤松多膳より連絡されたのちの鐵安の書簡であるが、政府施策に添い、かつ布教の実をあげながら地域に浸透することの難しさを含めて、その方法を指導しているわけである。それによると、月並会日のときに祓行を済ませると、まず重立ちの者が教則三条を謹んで読みあげたのちに教義などを説くよう示されていた。だが、これ以上に教則三条の解釈などを通じた説教を行うわけのものでもなく、多分に形式的な奉読であったようである。

如上の実際的な布教拡大方針を坂田鐵安が示唆したわけであるが、山梨県内では、これをまず甲府の8名に宛てたのち、その写しをさらに巨摩郡北部を中心とした11地区32名への伝達周知方を依頼しているのがあった。この都合40名<sup>15)</sup>が鐵安の道統を継ぐ県下の中心的信者であったと考えられる。そして、禊教がこの地域へ浸透するための初期の指導者たちでもあった。この

うち、初代甲斐分院長となるのが、甲府の商人坂本與八（1832～1895）である。また、禊教師として活躍し、県下に多数の信者を取立てたのが清水安幸（1811～1881）、小淵沢を中心とした布教に大きな影響力を有し、甲府でも主要な役割を果たすのが赤松多膳（～1875）であった。そうして、ともかくもこのような人々を中核として、禊教は着実に明治初期の山梨県下に浸透していったのである。

### （3）禊教の定着と拡大

次に、地域社会における禊教の受容定着を具体的にかつ象徴的に示す分支社の設置、およびこれを拠点として派生する周辺地域への布教拡大活動についてみておきたい。

まず、惟神教会禊社の明治8年10月作成の仮規約によると、分支社の設置について「社中人口ノ多寡ニ拘ラス適宜分社ヲ置ク、但他管下ニ分社ヲ置時ハ、七年教部省御達書乙第三十八号ニ照準シ可相願、且神社境内ヘ分社ヲ開ク時ハ其神官ニテ進退致ヘク筈（下略）」と定めている。これが同10年12月付の規約になると、「各地方社員ノ多寡ニ拘ラス適宜分社ヲ置ク、但其筋上願ノ手續等ハ明治七年旧教部省乙第三十八号御達書ニ照準シ、本社ノ指揮ニ因テ願出ベン」と変化し、神社境内への仮設事項が削除されるとともに、本社の規制力を強化している。

これはさらに、16年10月の「神道禊派概則」において、その管轄域が明文化される。すなわち、教院に関する第二条に「一府県或ハ一国内ノ教会ヲ経営スルヲ分教院ト称シ、一区一郡或ハ数町村ヲ管理スルヲ支教院ト称ス」と規定しているのである。

このような規約は、多分に表面的なたてまえ論であることが少なくないものの、そこに一応の原則を窺うことができるであろう。ここでは、県下における分支社（教院）の開設と布教活動を通して禊教の定着と拡大を通観しておきたい。

山梨県下の禊教の組織化は、甲府に置かれたものを端緒とする。さきに明治5年の時点で、甲府の住吉神社で祓行の行われていたことを記したが、その後、近くの山梨郡飯沼村（現、甲

府市宝）の郷社穴切大神の社殿を借用した「禊分社」が設立される。具体的な設置許可年は不詳であるものの、当初は「惟神教会禊社第六号<sup>16)</sup>分社」と称されて、全県的な布教活動を行っていたようである。これは、同14年4月23日に甲斐分院として認可されると、信者の河野美高より隣接地の奉納をうけて新築移転することとなり、翌年8月に開筵式を執行している。

これより前、入信者の増加とともに11年5月22日、巨摩郡小淵沢村の郷社北野天神社にも、第六号分社の支社（山梨県第一号支社・小淵沢支社）が設置されることになる。規約に倣って本社より坂田鐵安を招き、「先般御管下第四区郷社飯沼郡穴切大神社内ヲ借受禊分社御許可相成居候処、修行中追々入社之者相増候ニ付、今般同県第拾区郷社小淵沢郡北野天神社拜殿内ヲ借用仕支社罷設度候間、御差支無之候ハズ御聞届被成今度此段連署ヲ以願上候也」と、鐵安および社中総代名と祠官・戸長・区長の添書をもって県令に上申したのであった。<sup>17)</sup>これは、9年12月に出された山梨県甲第377号「私設講社ヲ禁スル布達」<sup>18)</sup>に基づいて県庁許可を願ったものと思われる。

当初は、小淵沢村および篠尾村の二村を管轄域として活発な修行座や会日などの布教活動が展開され、10年代後半には、両村内での布教はほぼ飽和的な状況を見るまでになる。こうして、両村への定着化が完了するころになると、徐々にその管轄域を拡大し、近隣の村々へも布教の働きかけを行うようになるのである。そのような布教状況を端的に示すのが、初学修行の取立て人数である。〈表2〉は、小淵沢支社（支教院）における村別・年次別の新社入者一覧であるが、布教区域が周辺部へ拡がっている様子が窺える（図1参照）。すなわち、支社開設当初の明治11～14年のころには、新社入者の90%以上を小淵沢・篠尾両村で占めていたものが、同19年、20年になるとむしろ周辺諸村の増加が著しく、この方面への組織的な教勢拡大が行われたことを示唆している。こうした動向の嚆矢とみられる北巨摩郡秋田村大八田地区での修行取立

表2 小淵沢支社の年次別・村別新社入者一覧

村名	年次	明治	12	13	14	15	16	17	18	19	20
		11									
山梨県北巨摩郡											
①	小淵沢村	38	15	22	18	25	} 16	} 24	—	17	34
②	篠尾村	28	10	19	8	4			—	20	4
③	清春村	—	0	2	1	7	0	0	—	0	5
④	大泉村	—	1	0	2	0	0	0	—	48	—
⑤	秋田村	—	0	1	0	0	0	17	—	20	—
⑥	日野春村	—	0	0	1	0	0	0	—	1	30
⑦	甲村	—	0	1	1	0	0	0	—	0	—
長野県諏訪郡											
⑧	堺村	—	0	0	3	4	0	0	—	30	15
	上諏訪村	—	0	1	0	0	0	0	—	0	—
	その他	—	0	1	1	3	0	0	—	7	7
	村名不詳	3	0	0	0	0	0	0	44	0	69
合計		69	26	47	35	43	16	41	44	143	164

「小淵沢郵禊社日誌」「社中人名簿」および戸井源三「惟神教会禊社入社控」より作成。  
 村別番号は<図1>に対応する。

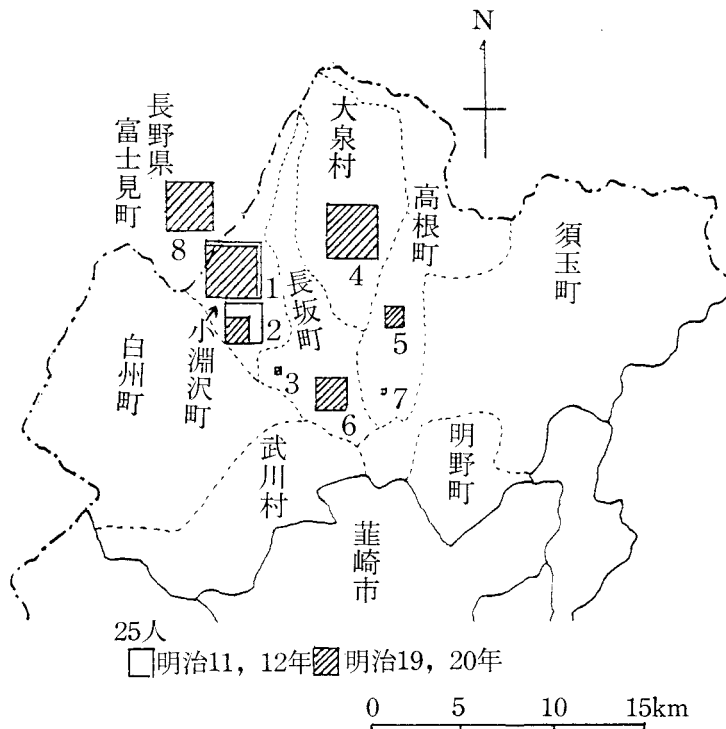


図1 巨摩分院における布教地域拡大状況

「小淵沢郵禊社日誌」「社中人名簿」および戸井源三「惟神教会禊社入社控」より作成。

の様子を、17年2月の『禊社日誌』より抄出すると、以下のようである。

- 1日 新村岩治郎・宮沢正澄・進藤確・名取弁吉秋田村大八田<sub>ニ</sub>新修行取立ニ付出頭
- 3日 宮沢勝重・名取弁吉二人秋田村新修行被ケイコニマイリ候、
- 5日 前夜ヨリ大雪一尺三四寸降、午後ヨリ新村岩作・進藤愛三郎・宮沢多右<sub>ニ</sub>門三名秋田村民舎修行場出頭ス新修行人九名、
- 7日 雪少々降、曇、午後一時ヨリ齋藤安広(通カ)先生秋田村江出頭ス、
- 11日 副教師新村岩次郎秋田村<sub>ヨリ</sub>帰り着、
- 13日 教師齋藤安広(通カ)先生・正澄・勝重右三名同道秋田村ヨリ教院江着ス、同日新村岩治郎笹尾社中二名秋田へ行、
- 15日 午後三時ヨリ先生及正澄・宮沢<sub>□□</sub>良三名教院出立、秋田村清水<sub>ヲ</sub>右<sub>ニ</sub>門持家修行場江趣、(右十三日朝ヨリ秋田村<sub>ヲ</sub>右<sub>ニ</sub>門持家ニテ婦人八名修行繰込、同十七日午前十二時迄ニ新修行済)

この時期、小淵沢でもちょうど1月29日より2月15日の間に三座の修行が行われたが、教師の齋藤安広(通カ)らの旅程に合わせて実施されたものであろう。そのため、教師や世話人らも慌しく小淵沢との間を往復しているのである。ともあれ、秋田村での布教は、男女17人の新修行人を取立てたことで一応の成果をみたわけであり、以後の教勢拡大とも連関するものであった。そして、こうした定着後の伸長状況をうけて、明治22年12月3日、独自の土地建物を購入して巨摩分院と改称し、その移転が認可されるのであった。

以上のような小淵沢支社から巨摩分院への発展過程でみられた諸傾向は、県下の他の分支社(甲斐分院・下条分院)についても同様のことが窺える。先にも引用した戸井源三の「惟神教会禊社入社控」によって、これに記された関係分のみを明治10年代の村別に整理して入信者の推移を示したものが<表3>である。したがって、他の教師が担当した修行座があれば、実数はこ

表3 明治前・中期における布教状況(甲斐分院・下条分院管轄下)

村名	現市町名	13年	14年	15年	22年	23年	24年	前中期対比
1 甲府および上府中	甲 府 市	52	52	19	60	166	54	123 : 280
2 西山梨郡飯沼村	〃	3	3	1	1	0	—	7 : 1
3 〃 稲門村	〃	2	2	0	0	11	2	4 : 13
4 〃 相川村	〃	4	10	3	0	0	—	17 : 0
5 〃 国里村	〃	—	0	0	0	4	1	0 : 5
6 中巨摩郡池田村	〃	10	25	13	2	2	—	48 : 4
7 〃 陸沢村	敷 島 町	—	0	5	0	9	—	5 : 9
8 東八代郡英 村	御 坂 町	20	7	12	4	9	1	39 : 14
9 〃 錦 村	〃	3	0	0	0	4	—	3 : 4
10 〃 清野村	一 宮 町	4	5	1	0	0	—	10 : 0
11 北巨摩郡下条村	韭 崎 市	30	43	34	3	0	8	107 : 11
12 〃 駒井村	〃	2	2	0	0	0	—	4 : 0
13 〃 穴山村	〃	—	0	0	6	10	11	0 : 27
14 〃 穂坂村	〃	1	0	0	0	16	22	1 : 38
15 〃 塩崎村	双 葉 町	19	3	1	0	1	4	23 : 5
16 〃 上手村	明 野 町	—	0	0	0	1	6	0 : 7
そ の 他		6	9	12	5	13	10	
不 明		3	0	0	0	0	7	
合 計		159	161	101	81	246	126	421 : 453

戸井源三「惟神教会禊社入社控」より作成、村別番号は<図2>に対応する。



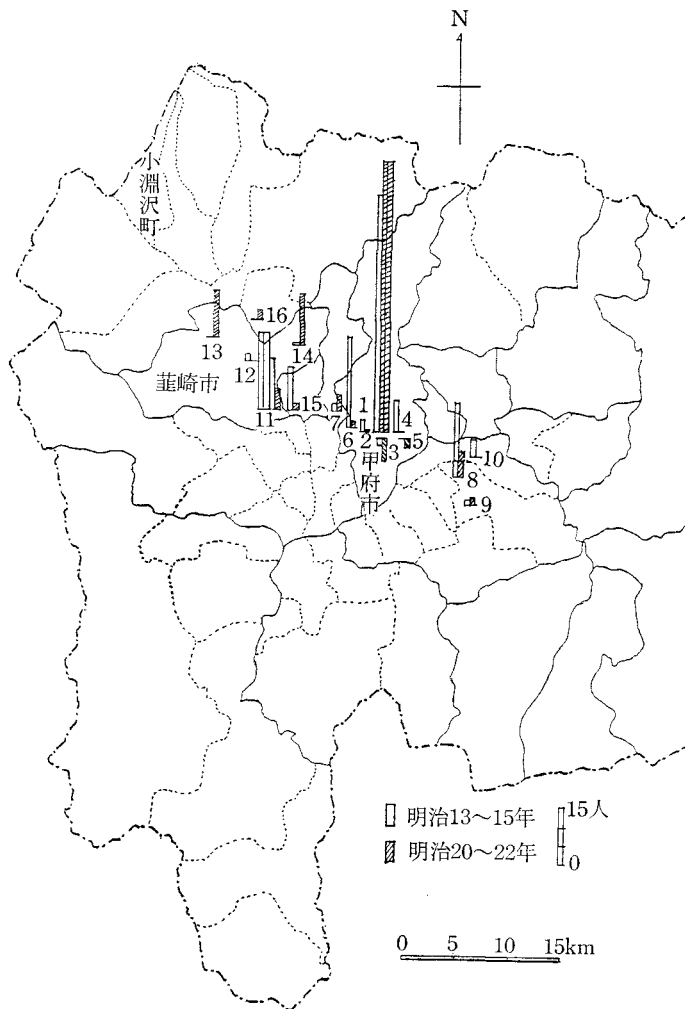


図2 甲斐分院・下条分院における布教地域拡大状況  
戸井源三「惟神教会禊社入社控」より作成。

れを越える場合も考えられるが、全体の動向を把握するには充分であろう。それによると、甲府市街において継続的にかかなりの入信者数を示すほかは、前期と中期の間に布教地域の変動がみられる。すなわち、巨摩分院ほどに明確なものではないが、布教の中心地域が甲斐分院傘下の相川村や池田村・英村、下条分院の下条村・塩崎村などから、それぞれ隣村の稲門村や穴山村・穂坂村へと移行しているのがあった(図2参照)。

山梨県下各分院の信者分布の現状からすれば、それは極めて分院所在地付近に偏する傾向がみられ、個々の地域内で布教が完結している感を

与える。しかし、明治初年から前期にかけた定着期を経たのちには、いずれの場合にも周辺村落への伸長を試みており、着実にその成果をあげ得ていたわけである。

#### IV 地域社会と禊教

##### (1) 山梨県における神葬祭の展開

禊教の受容定着と並行しながら神葬祭という新しい宗教的儀礼体系が導入され、地域社会における伝統的な葬送儀礼と置換される過程においては、当然のことながら、その社会の規範に左右されつつ様々な文化変容を伴うことは、今さら論を俟たない。そして、現在に至る百余年

の星霜を経ることによってしだいに習俗として定着し、ことさらに新しい存在のものではなくなってくるわけである。このような新旧二つ以上の信仰の接触に伴う習俗の変容ということについては、すでに桜井徳太郎<sup>19)</sup>や藤井正雄<sup>20)</sup>らによる宗教民俗学的な調査研究がみられる。桜井のものは、中世末期より近世初頭にかけて真宗が入り込み、さらに幕末には上からの神葬祭運動が展開された島根県石見地方の事例を扱った研究であり、藤井は、水戸藩という上からの規制では神葬化しなかった地域が下から起った運動によって改式した茨城県牛堀町におけるモノグラフを分析したものであった。

禊教村落にみられる神葬祭への改式も、やはり民衆レベルから発生した運動である場合と教団首脳による働きかけであることがあった。したがって、神葬祭化に起因して禊教への宗旨変更を行ったものではなく、神葬祭自体は、受容した信念体系にもとづいた儀礼のすり換えにはかならなかったのである。

さて山梨県下では、明治2年3月、甲府・石和・市川の郡政局で相次ぎ神葬願いが出されるや、4月14日には三部郡政局より各々の所見を甲斐府に上申している。これをうけて7月には、甲府郡政局下の山梨郡千塚村・羽黒村・岩窪村で、8月には同郡古府中村<sup>21)</sup>での神葬祭が允許され、改式する者たちが表れる。それは、同5年6月の太政官達192号による自葬祭の禁止によって多少の制約が課せられるが、6年2月には「神葬祭ノ儀ハ自今願ニ不及其区長ヘ可届出事、左ノ趣区村無洩可相達者也<sup>22)</sup>」と布達されることによって、神葬祭の県庁届出が廃され、改式手続きが簡略化されたのである。

このような県下の状況を反映して、同じく明治6年2月、小淵沢村でも戸長の赤松悦太郎以下71戸の者たちが「今般神葬被仰出一同難有奉存候、然ル上者左之名前之者共死人有之候節者当村神官を相頼神葬祭ニ仕不取締無之様御役人中之御差図を請取計可申候間、依之一同以連印御請書差出申候<sup>23)</sup>」と、神葬願いを提出するのである。そして、7年1月には、太政官達13号に

より各教派の教導職有資格者にまで葬祭執行の範囲が拡大される。小淵沢村の宮沢正澄は、同年3月に神道改葬式を執行して従来の仏式墓を取り除くなど、このころから神道墓の建立も進展する。そのようななかで、全県的にも神葬祭が広まったものか、8年1月には、6年11月以降一年間の神葬人数の報告が祠官触頭に達せられているのであった<sup>24)</sup>。

かくの如き全県的ともみられる神葬祭の勃興は、従来の葬送儀礼を支える制度的規範となっていた寺檀関係に大きな影響を与え、改式をめぐって何くれと摩擦を生じさせることとなる。そのため山梨県では、9年2月の甲第38号をもって「葬儀ハ人民ノ信仰ニ被任候処近来檀家去就恒ナリ、葬儀取扱候者モ往々権謀ヲ以自家ヘ勧誘スル等浮薄ノ所業ニ流レ候向モ有之趣ヲ以今般教部省ヨリ達ノ旨モ有之候条、今後信仰ニ依リ転宗改式者ハ是迄葬儀受持ノ向ヨリ承認書申受候上他ヘ依頼可致、尤其都度県庁ヘモ可届出此旨布達候事<sup>25)</sup>」と達しているのである。

しかし、これも11年3月には再び改められることとなり、山梨県甲第62号によって従前の葬儀受持寺院よりの改宗転式承認書を必要としなくなる。すなわち、5年6月の太政官達192号および7年2月の同13号（山梨県甲第31号）によって、元の葬儀担任者への通知のみで改宗転式を行い得ることとなったのである。

## (2) 小淵沢町の葬送と墓制

〈葬儀〉 死者の出た家をトウヤという。トウヤはまず隣組長に知らせ、組が葬儀全般を執行する。小組の場合には、助け組とか抱きつき組と称して他組に応援を求めることもある。これによって、組長が葬式の日取りや葬具の作成、買物などの手配をする。床の間には半紙を垂し、トウヤの親族へは組の者が提灯を掲げて二人連れで知らせに行く。ツゲという。また、死者は北枕に寝かせて上に刃物を置き、仏教では団子、禊教でオカガミ（鏡餅）を供える。なお、通夜は近年になって始めた。

死亡した日の晩か葬式前夜にニッカン（納棺）をする。近親者が縄襷をかけて湯灌を行い、ひ

げを剃るなどして晒の着物に着せかえ、手甲・脚半をつけ、白足袋をはかせる。仏教では額に三角の布をつける。棺には、桑の棒の杖やわらじ、ズタ袋にクルミ・米糠・好物・六文銭を入れて納める。そして、棺に「南無阿弥陀仏」と書いた赤紙を貼るが禊教では注連縄をかけてシデを垂らす。

葬式準備は、各分担によって行われる。名旗1本、色旗4本、竜頭、蛇籠（ハナカゴ）などをつくるものの、禊教では竜頭をやめている。また、家の入口に台を置いて青木で囲い、戒名を記した墓標を立てかけてテンコ盛りの飯（モソウ）を供えることもしない。

葬儀は、昭和初期まで野辺で行われていたが、現在はトウヤで行う。仏教では、終わると棺を座敷の真中に出して僧侶・喪主・近親者が右廻りに三度廻る。その後、座敷口から棺を出し、葬列は桑の木の仮門をくぐって野辺送りに出る。禊教では、竹を立てて注連縄を張り仮門とし、見送りの者には小さな榊を持たせ、別れの盃とて会葬者に酒をついで直会をなす。

埋葬を終えて野から帰ると、オカエリの膳が出され、身内の者には位牌分けをする。死者の子供などは木の位牌、それより軽い者は紙に書いたものである。身内でなくとも、懇意にしていた者にも分ける。その後、組内の者たちが祭壇の前で念仏を唱和するが、禊教の家では、禊祓三度・三種祓三度を唱えることになっている。

葬式の翌日には、仏教では寺送りと呼んで近親者が故人の遺品と泊り米を寺に供え、ホトケが49日までの間を寺で過ごすための行事をなす。禊教でも、これを祀り込みとか御霊移しといい換えて同様のことを行う。トウヤの喪主と近親者数人が禊社を訪れ、故人の霊を祖霊殿へ移すのである。

〈墓制〉 小淵沢町の墓地は、そのほとんどが明治前期に共同墓地に集められている。集落またはコウチごとに墓地が設けられ、同族団であるマキを単位に区画している。現在も土葬で、墓域の端に南面あるいは西面させて石塔を並べ、その前に頭を北に向けて埋葬する。土を盛り上

げて土饅頭をつくり、墓標や旗を立て、供え物をする。なお、埋葬位置は、すでに長年月を経て誰れが埋めてあるかわからなくなったところを掘り返す。このとき、古い骨が出てくると、そこを少し掘り下げて埋めておく。

石塔を建立する時期は、個々の家の経済力によって異なるが、夫婦で一基とするのが通例である。埋葬地後方の石塔位置をずらして割込ませる。しかし、石塔を設けても埋葬地の土饅頭は、これが残っている間はそのままとし、自然消滅するまで放置する。その後も祀り手の記憶にある間は印の石などを置き、法事や年祭には塔婆を立てる。盆や彼岸の墓参には、埋葬地と石塔の両方へ参り、供物を別にする。すなわち、一軒の墓域の中で埋葬地点と墓石建立地点が異なる単墓制をとっているわけである。このような墓制については、石塔形式のほかは仏教も禊教も同様で、個々の相違点はみられない。

〈盆行事〉 盆は、月遅れの8月13日から16日にかけて行われる。13日に仏壇や霊神棚から位牌・霊壺を取り出し、近くに棚を設けてまつ。台に茅を編んだ盆ごぎを敷き、自家の位牌類のみを古い順に並べてハナを供える。また、瓜や茄子で馬をつくり、うどん・そうめんを手綱状にひっかける。夕方には、川端や木戸先で小麦殻の迎え火を焚き、「ボンサンボンサン、この明りでおいでなさい」などと唱えながら先祖を迎えて帰る。そして、13日の晩より16日の朝まで、朝・昼・晩の供物をし、それぞれ南瓜の葉に包んでおみやげとして置いておく。16日の午後、馬とおみやげを持って迎えた場所へ行き、送り火を焚く。また棚をこわし、位牌などを元に戻すのである。

なお、高野集落（図3参照）では、高福寺が地区内に位置することもあって、寺の方丈が禊教の家へも順回ってきて経文を唱える。そのため、16日には、多少の謝礼を持って寺参りに行っている。ちなみに正月4日にも高福寺の配札がある。上笹尾地区でも、かつては円通寺の棚経があり、やはり16日には米か粉一升を持って寺参りに行っていたが、明治40年ころにはっき

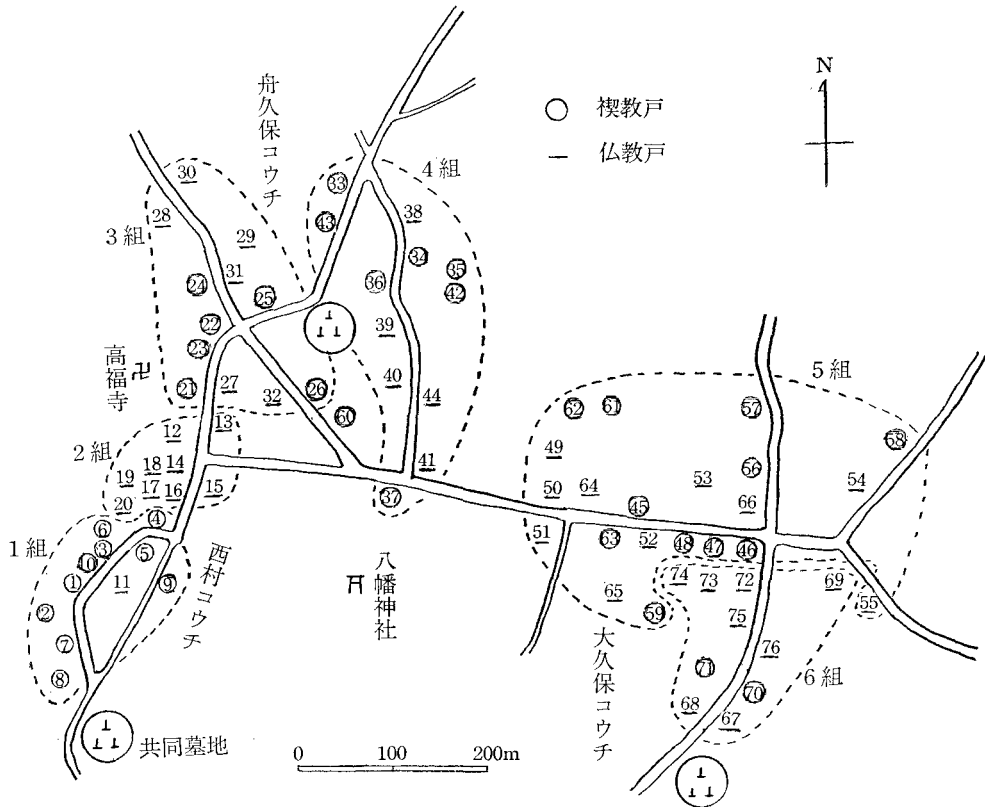


図3 小淵沢町高野区の概念図(1980年12月)一禊教と仏教の混在状況, 同年の聞き取り調査により作成。

りと分離している<sup>27)</sup>。

以上、禊教への改式に伴う葬送習俗の変容を考慮しながら小淵沢町の事例を概述したが、ここでは、改式による習俗の廃止事項や付加物はほとんど見られず、大部分をそのまま踏襲するとともに、一部儀礼のすり換えがなされていることに気付くであろう。このすり換えについては、明治15年刊行の『神道禊派神葬祭略式』にも示されていないものがあり、それらは各地域の制度慣行や規範に基づいて神道的解釈が加えられたものであると理解される。しかし、一方においては仏教の家と混在しながらムラの結合を維持させるためもあって、旧来の禊壇関係を完全に断ち切ることができず、一部地域では、盆の棚経習俗などを残存させていたのであった。

### (3) 地域集団と禊教

ここでは、禊教の受容を地域社会構造との関

連から把えておくことにしたい。すなわち、農民層の分解による住民の階層構造、マキと称される強固な同族結合、親分子分という家同士の擬制的親子関係など、小淵沢町および山梨県における制度的規範の反映についてである。

〈階層構造〉 江戸時代における山梨県国中地方の農業経済特性は、大きく三つの生産地域に分類されるというが、小淵沢町などの北巨摩郡一帯は、一般に米作地帯とされている。明治10年の「小淵沢村普通物産表」にも、播種地反別合計426町歩・産額4,007石のうち、米は1,724石と43%を占めている(表4参照)。しかし、耕地の占有率は畑地が圧倒的に多く、畑作もまた主要な産業基盤となっていた。

さて、このような農業生産構造を背景とした小淵沢村における江戸時代中期以降、明治初年に至る戸別の石高所有構成の変化を、同村高野

表4 明治10年小淵沢村生産状況

種別	産額	播種地別 反	一町歩 当り産額
米	1,724	127.7	13.5
粟	300	25.0	12.0
黍	10	10.0	1.0
稗	840	42.0	20.0
大豆	192	32.0	6.0
そば	176	22.0	8.0
蜀黍	12	10.0	1.2
大麦	60	6.0	10.0
小麦	573	143.3	4.0
糯米	120	8.0	15.0
計	4,007	426.0	—

『小淵沢町誌』(1983年刊)より。

組において示したものが表5である。高野組は、村を貫通する信州往還に沿って開けた村の中心地で、禊教の伝播受容に重きをなした赤松多膳・悦太郎父子や進藤伯篋らを輩出した地区であり、村寺の曹洞宗高福寺がある。そこでは、1～3石の層を平均値とし、中には50石を越える地主が存在する一方で、1石未満の零細小農民の比率が極めて高いことが窺える。この傾向は、小淵沢村の他の組や周辺の村々についても類似のことが知られている。したがって、このよう

な土地集積地主と従属小農民という階層構造の中では、必然的にこの両極分解が村落生活の部面にも大きく反映される結果となる。

例えば、高野組のうち下久保地区を除いた現在の高野区に限定した百姓の持高構成を、明治2～4年の平均値によってみた場合、97戸中33が0.5石以下の零細小農であり、3石以下となると73戸と全体の約75%を占める。これに対して10石以上を示すのが、赤松多膳家(51.7石)、赤松治右衛門家(47.0石)、赤松常右衛門家(21.4石)、吉田嘉平治家、進藤伯篋家(11.6石)の5家であった。このうちの吉田家を除く4戸が、明治11年に第一号支社が設立される以前の入信者で、かつ役員や世話係として活発な布教活動を行っていたのである。それに呼応して0.5石以下の極零細農民など、5石以下の百姓の中にも初期の入信者が多数見出される。

これらの小農たちは、それが部分的であれ全面的であれ上記4戸の地主層に何らかの形で従属しながら規制されていたものと考えられる。そうであるならば、この主従関係が禊教の導入や受容にも大きな要因として作用したものとみられるわけである。すなわち、禊教受容の生産関係的紐帯として把えられる側面である。

<同族結合> 世代を超えてつながる父系家

表5 小淵沢村高野組の戸別石高所有構成

年 石高	享保12	元文5	宝暦10	安永5	寛政8	文化14	天保2	安政6	明治4
60石台	—	—	1	1	—	1	—	—	—
50	—	1	—	—	1	—	—	2	1
40	—	—	—	—	1	—	2	—	1
30	—	—	—	1	1	1	—	—	—
20	1	—	3	3	2	2	1	2	2
10	5	6	1	1	—	2	3	1	1
7～9	6	2	5	3	3	3	3	4	5
4～6	13	16	19	16	19	15	16	13	18
1～3	53	44	41	57	63	71	61	63	61
0.5～0.9	18	18	19	18	27	26	27	27	28
0.1～0.4	15	23	21	22	22	29	30	28	36
0.1未満	4	2	3	4	2	1	6	8	7
計	115	112	113	126	141	151	149	148	160

『小淵沢町誌』(1983年刊)より。

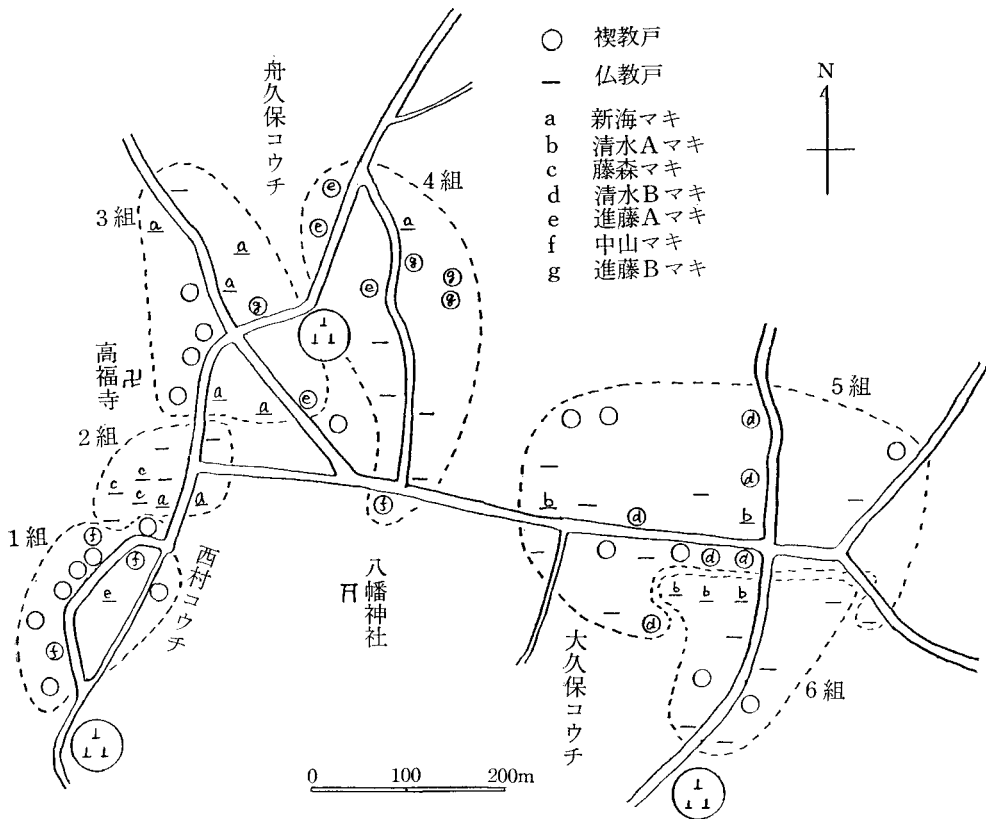


図4 小淵沢町高野区における家と宗教の同族規制 (1980年12月)。同年の聞き取り調査により作成。

族を一つの単位とするイニ同士の間に出自伝承など共通の系譜関係を認める血縁集団を、山梨県北巨摩地方では、一般にマキと称している。上にそれぞれの苗字を冠して〇〇マキといい、マキを単位に同族神のイワイジン（祝神）を祭祀してきた。そして、マキの中心となる本家をオーヤとかオオソウケ・ソウケと呼び、分家をシンヤという。

さて、高野区における禊教・仏教戸の別と、判明するマキの関係を示したのが図4である。現在、宮沢・清水・中山・新海・進藤・佐藤・藤森などの姓の家々があり、一つのマキを構成するものと幾つかのマキに分れるものがある。例えば、新海マキ(a)は、㊸を総本家として8戸で構成されるが、いずれも仏教戸で高福寺の檀家となっている。同様に清水Aマキ(b)や藤森マキ(c)なども、すべて高福寺の檀家である。一方、

清水Bマキ(d)は、㊸を本家として6戸すべてが禊教である。また進藤Aマキ(e)は、進藤伯篁の後裔である㊸をオオソウケとして4戸で構成されるが、㊸については潰れ屋敷を継いだ別家である。その他、中山マキ(f)や進藤Bマキ(g)なども、構成戸すべて禊教信者となっている。あるいは宮沢マキ(h)のように、別系統の同族を含む場合には、仏教戸と混在することもある。

そして、これらは一様にイワイジンの祭祀単位でもあった。イワイジンは、山梨県北巨摩地方から長野県諏訪地方にかけての帯に分布するが、各マキとも、構成戸が一年交替で当番を引き受けて祭祀をし、集ったマキの者たちを賄うという、講的集団であった。宮沢マキでは2月17日が祭祀日となっており、戸別に供物を持って参拝したのち、当番の家に集合して掛軸を掛け、禊被三座を唱和して拜む。なお、イワイジ

ンの祭祀場所は本家名義の土地となっている。その他のマキの場合にもほぼ同様であるが、全体にこの祭祀は収縮傾向にある。

ともあれ、各マキはイワイジン祭祀などを具体的な結合媒体として、強固な同族結合を展開してきたのであった。そしてまた、本家を中心としたマキの持つ同族規制が禊教への改式を促すか、さもなければ入信したとしてもその持続を妨げる方向へと作用したものと考えられる。初期の「社中人名簿」にみえる新海ハツ・藤森藤吉・吉田甚右衛門などの家々が今日すべて仏教戸となっていることなどは、後者の事例とみられるのである。

〈親分子分関係〉 山梨県下には、組やマキを超越して存在する擬制的な親子関係である親分子分の付き合い慣行が広く行われている。多くは、分家した者が結婚に際して村内の有力者を頼むもので、その関係はどちらか一方が死亡するまで継続される。そして子分は、親分の葬儀にはこれに参列して位牌分けにも与るのである。例えば、進藤Aマキのオオソウケである進藤嘉明家は、②⑦③④③の親分であるが、とくに⑦については、マキを異にしながらもすでに4世代に亘って親分子分関係を継続している。しかし、進藤Aマキに内在化された禊教が、さらに⑦やかつての子分の④に及ぶことはなく、それはマキの内側に限定されたのであった。

### 結 語——禊教定着の諸要因

江戸時代末期に発生した神道の諸教派は、明治以降の布教過程のなかで、その必要性から多分に政府への迎合的立場を取りながら教勢の拡大に努めてきた。同時に、これらの諸教派を受容し内在化した個人や社会にあっては、従前より持ち伝えてきた<sup>29)</sup>様々な規範に規定されることもしばしばであった。

さて、小稿は、幕末維新という社会変動期におけるアノミー (anomie) を反映して成立展開した教派神道の一つである禊教が、新しい宗教体系を所有しながら伝統的生活集団としての地域社会に伝播し、受容されて定着発展する過程

を山梨県下の事例を通して分析したものであった。一般的には、その布教地域は甲府市街を除いていずれも農業村落であり、住民の土着志向性が強く、在来秩序の規制が強力に作用するところである。ここにおける禊教の受容・定着の要因として、凡そ以下の諸点を析出することができるであろう。

第一に、その布教は散発的個別的なものではなく、藩政村規模の地域的集中方式を取る面的なもので、往々にして地域の郷社あるいは村社という集落の神社を布教活動の拠点としたことである。そして、このような面的布教が当時の神葬祭運動とも関連して集団改式による葬送儀礼のすり換えが行われ、禊教の定着化を促進させた。

次に、布教に際して旧名主や大地主など地域社会の最有力層を伝播者として位置づけ、彼らが持つ社会的経済的な規制力を利用してその従属層へも受容を促したことが上げられる。同様のことが、都市部における雇用・被雇用の関係にもみられる。

また、地域社会に伝播された宗教体系を受容するか否かは、個々の家の問題である以上に、本家を中心とした超代的な系譜関係である同族結合を制度規範とする側面が大きかった。反面、親分子分のような基本的には世代ごとに可変的である擬制的親子関係は、改式の是非についてほとんど影響を及ぼさなかった。

さらには、以上のことを背景として地域社会への受容を促し、定着・発展させていくためには、そこに強力な指導者の存在が不可欠であった。巨摩分院における赤松多善・赤松悦太郎・進藤伯篁・宮沢正澄などいずれも相当の地主であり、戸長・区長・県会議員などを歴任した在地有力者であった。下条分院の今福弥兵衛、甲斐分院の網倉惣右衛門・米倉善八・坂本與八・河野美高なども地域の旧家であり、地主もしくは有力商人たちである。これに加えて、甲府を拠点とした清水安幸や齋藤安通などの布教力のある山梨県担任教師の存在があったわけである。

したがって、地域の信者組織が教団との信頼

30) 関係を保ちながらも有力な指導者——それは必ずしも教導職であることを要しないが——の存在を欠いたとき、一度は定着した地域の宗教組織も、痕跡さえ留めないほどに崩壊してしまうことがある。近年、自由民権運動や秩父事件との関連の上で注目を集めている埼玉県秩父地方から群馬県多野郡にかけた上武国境域における禊教の定着と衰滅の過程などは、そのような典型事例の一つであった<sup>31)</sup>。そして、この場合、人々はいだに禊教信者であることの日常的意識を喪失し、非日常的位相としての神葬儀礼のみを自己の属する集落神社の神職に依存するか、さもなければ明治維新以前の旧秩序に再吸収されてしまうかのどちらかであったのである。

(愛媛県臨時県史編さん部)

<付記> 小稿の作成にあたり禊教総監坂田和亮氏に何くれと調査の便宜を計っていただいた。また、禊教巨摩分院・八ヶ岳分院・甲斐分院および小淵沢町誌編さん室の諸兄には、現地調査に当たって資料の提供や有益な御助言を賜った。以上、記して厚く謝意を表する次第である。

#### 〔注および文献〕

- 1) 新宗教の受容・定着に関する諸文献については、孝本貢・島園進「新興宗教史研究ノート」歴史公論5-7, 1979, 123~136頁に詳説されている。
- 2) 森岡清美・西山茂「新宗教の地方伝播と定着の過程」(柳川・安斎編『宗教と社会変動』東京大学出版会, 1979) 137~194頁。
- 3) 文化庁編『宗教年鑑(昭和54年版)』(ぎょうせい, 1980)によると、信者数は約124,000人、教師866人、教会数37とある。
- 4) 麻生正一『神道家井上正鐵翁』神道中教院, 1933, などを参照。
- 5) 惟神教会禊社の明確な設立年代は未詳である。しかし、明治7年12月に惟神教会祓修行所を建設していることや8月7日には敷地および建物の拡張にかかる大規模な募金活動を展開していることから、明治6年から7年前半にかけての時期に組織の基本的枠組はできあがったものと考えられる。
- 6) 拙稿「禊教教団史における一つの画期—井上正鐵の遺骨改葬をめぐる—」常民文化6, 1983, 55~67頁。
- 7) 明治16年11月の臨時教師会評議事項中に「当禊教会正副教師を始め同門の諸氏精心を固め、来明治十八年を期し、当禊教独立教会の許可を蒙らん事を政府尔請願する事」と見えている。
- 8) 麻生正一前掲書(教典), 90~107頁。
- 9) 神道禊派本院編『神道禊派由緒書』所収, 1882ころ。
- 10) 同上
- 11) 明治5年7月26日付の坂田鐵安書簡。
- 12) 同上。
- 13) 三条の教憲とも称し、以下の三条である。  
一、敬神愛国ノ旨ヲ体スヘキ事  
一、天理人道ヲ明ニスヘキ事  
一、皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セムヘキ事
- 14) 注11)に同じ。
- 15) 地域的には、甲府のほか長塚(敷島町)、長松寺(甲府市)、葦崎・下条(葦崎市)、上手(明野町)、上笹尾・小淵沢・船久保・尾根・上久保(小淵沢町)、上蔦木(長野県富士見町)、上於曾(塩山市)の13か所である。
- 16) 分社の号数は開設の順序によっているものとみられる。他に判明している分社に、二号宇都宮・四号会津・一四号古河などがある。
- 17) 『小淵沢町禊社日誌』(禊教巨摩分院蔵)、明治11年5月22日の条。ちなみに下条分院では、明治13年10月25日に下条村々社の八幡大神を借り受けて支社が設けられている(「神仏各宗派説教所名簿」山梨県立図書館所蔵若尾資料)。
- 18) 山梨県編『山梨県史』5, 1962, 531~532頁。
- 19) 桜井徳太郎「新旧信仰の接触と習俗の変容—村落における在来信仰と外来信仰との関連—」(和歌森太郎編『西石見の民俗』吉川弘文館, 1962) 227~272頁。
- 20) 藤井正雄「神葬祭の要因と神仏関係—茨城県行方郡牛堀町における事例—」神道宗教51, 1968, 13~45頁。
- 21) 『山梨県史』1, 1958, 655~657頁。
- 22) 『山梨県史』3, 1960, 389頁。
- 23) 小淵沢町誌編さん資料20—14「神葬願」
- 24) 『山梨県史』4, 1961, 545~546頁。
- 25) 『山梨県史』5, 1962, 520~521頁。
- 26) 小松清「九州の墓制」成城文芸92, 1980, 67~96頁。



- 27) 小淵沢町の葬送墓制については、1980年12月の筆者調査を『小淵沢町誌』（1983年刊）によって補完した。
- 28) 小淵沢町誌編さん室提供資料による。ちなみに、筆者の行った「明治六年正税割付一巨摩郡第十八区小淵沢村」（進藤嘉明蔵）からの持高構成でも、ほぼ同じ結果を得ている。
- 29) このあたりの状況については、宇野正人が明治前期における島根県隠岐島の黒住教と大社教を事例として、その伝播から定着に至る様相を分析している。宇野正人「地域社会における神道教派の伝播と定着—島根県隠岐の黒住教と大社教の場合—」神道宗教94, 1979, 60～82頁。
- 30) 明治中期に禊教では「愛国銀行」の設立に加担して信者の加入を促し、株主より純益配当金の一部以内の寄付を得て本院の財政補助に充当していたが、これの倒産によって多数の信者を失い、教勢が下火になった経緯がある。甲府市の商人たちにも、この一件を契機として甲斐分院を離れた者が相当数いたと伝えている。
- 31) 拙稿「上武国境地域の禊教」神道大系月報21, 1982, 9～13頁。

The Diffusion Process of the *Misogi* Sect of  
Shintoism in Yamanashi Prefecture

Masayasu Mori

Studies on the acceptance and the process leading up to the acceptance of new religions on the part of local communities are not very numerous, especially where Shinto sects are concerned. One reason is that studies of this kind present many difficulties due to the shortage of source materials. In this paper, the author examines the case of the *Misogi* sect of Shintoism in Yamanashi Prefecture, tracing related changes in the areas concerned. He emphasises the following points :

1) In the process of the dissemination of the *Misogi* faith, which rendered the shrine a missionary base, the transformation of collective funeral rites along the lines of Shintoism was effected.

2) The *Misogi* sect designated the most influential persons in local communities as its missionaries, thus facilitating the dissemination of the faith among the people dependent on or influenced by those influential persons.

3) As the existence of leaders related to the people and having a high socio-economic status was necessary to the stabilisation of the new sect, the *maki*, an organisation formed on the basis of kinship, played an important role during the steps preceding the people's final accepting of the faith.